



事務所だより 8月号

西田成希税理士事務所

大暑の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

オリンピック開催されました。結果が出た選手、残念だった選手、本当に様々です。真剣勝負故のドラマですね。この日のためにどれだけ準備をしてきたかと思うと、

全員結果が出てほしいです。それを考えると、私がソフトテニスで兵庫県で1番になれないのは、練習不足の一言に尽きますね。練習せずに試合に出ても勝てるはずがないです(^_^;)。

でも、税理士試験は、それこそ「猛練習(勉強)が結果を生んだ」と思っています。本当にしんどかったです。心の底から税理士試験は二度と勉強したくないです(>_<)。

そんなオリンピック、選手自身の肉体も大切な武器ですが、競技によっては道具が生命線というものもあります。西田にとっては、頭やパソコン、電卓が大切な武器になります。暑さのせいか、頭はダウンです(すでにボケていたとの証言もありますが…(^_^;))。パソコンも調子悪い、さらに電卓も壊れました。ここにきて、あらゆるものがダウンです。移動の途中に百円ショップによると、格好の良い電卓が330円で!しかもキーの配列は、西田の理想です。思わず買ってしまいました。

しかし、いざ使ってみると、とても仕事で使える代物ではありませんでした(T_T)。普段は、左手の指を全部使ってキーをたたくのですが、キーが柔らかくて、人差し指1本でしっかり押さないと入力できません。電卓叩くのに人差し指が突指しそうです。とても早打ちできるモノではないです。『弘法、筆を選ばず』なんて言いますが、仕事での効率を考えると、道具は選ばないとはいけませんね。

では、事務所だより8月号をお送りします。新型コロナウイルス、変異型でしょうか。ここにきて、さらに猛威を振るっています。本当にいつまでこの状態なのか、コロナ疲れ、実感しますね。

桁数も十分。見た目はプロ仕様なのですが…。



夏本番、向日葵が満開です。でも不思議なことにみんな太陽に背をけています。



☆ お知らせ (2021年8月の税務)

期限	項目
8月10日	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日	6月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	12月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
	個人事業税の納付(第1期分)(8月中において都道府県の条例で定める日)
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)(8月中において市町村の条例で定める日)

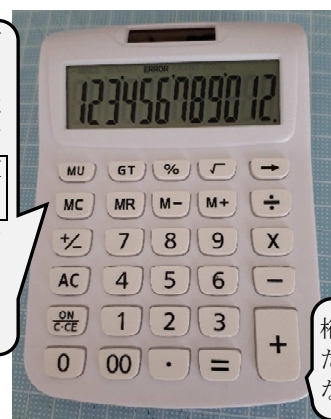
☆ IT化との違い、「DX」って何のこと?

◆ デラックスではございません

去年あたりからインターネットや書籍等で「DX(デジタルトランスフォーメーション)」という言葉を目にする機会が多くなりました。「なんかデジタル通信とかパソコンとかでアレするやつでしょ」という認識の方も多いのではないのでしょうか。

そもそも広義のDXとはスウェーデンの大学教授、エリック・ストルターマン氏が2004年に提唱した「デジタル技術が人々の生活を、あらゆる面でより良い方向に変化させる」という考え方を起源とする概念です。ビジネスでDXと言う場合は、大まかには「AIやIoT、ビッグデー

すなわち西田成希は、使いにくいキーボード



タなどのデジタル技術を活用し、ビジネスモデルや組織体制を抜本的に改革することで、競争優位性の確立や外部環境への適応を目指す」という意味になります。

以前の「IT化」は業務効率化やコスト削減を目的としたIT・デジタル技術の導入のことです。DXはさらに会社運営へ踏み込み、デジタル技術を手段としてビジネスモデルや組織など、より広い範囲の変革を促すものとなります。

◆ DX投資促進税制が誕生した背景

国は令和3年度税制改正で「DX投資促進税制」を創設し、民間のDX化の後押しを行っています。

経済産業省の報告によると、今のままでは「IT人材の不足」と「古い基幹系システム」の2つが障害となり、2025年から2030年までの間に、年間で最大12兆円の経済損失が生じる可能性があるとしています。この損失はもとより、世界との競争力を維持するためDXが当たり前となる「ポストデジタル時代」に乗り遅れるのは致命的と考えているようです。

◆ 認定されれば税額控除 or 特別償却

DX投資促進税制では、データ連携（共有）・レガシー回避・サイバーセキュリティ・ビジネスモデル変革・全社戦略等の要件を満たす計画が認定されれば、その計画に基づいて行う設備投資のうち、ソフトウェア・繰延資産・機械装置・器具備品について、税額控除や特別償却が受けられる制度です。

「あまりデジタルに関係のない分野だから」とこの手の話題を避けてきた方もいらっしゃると思いますが、この機会に一度検討してみたいはいかがでしょうか。

☆ 東京都直営市場で消費税の申告漏れ

東京都が直営する中央卸売市場「食肉市場」が、東京国税局の税務調査を受けて約1億600万円の申告漏れを指摘されていたことが分かりました。本来は消費税のかからない取引である都債の返済を消費税が発生する「課税仕入れ」だと誤って処理したことが理由とのこと。追徴税額は過少申告加算税を含めて約1億2千万円で、都はすでに修正申告を済ませたと述べています。

消費税は基本的に、仕入れ時に支払った消費税額と顧客から受け取った消費税額を比較し、支払ったほうが多ければ差額分の還付を受け、受け取ったほうが多ければ差額分を納めるという仕組みになっています。仕入れにかかった消費税を実際より多く申告すれば多額の還付金を受け取れることから、全国で不正還付が絶えません。また故意でなくても、今回のように消費税のかかる取引とかからない取引を間違えるケースが多く発生しています。

東京都によれば、食肉市場は運営資金を調達するために都債を発行し、その返済費として2016～18年度に利息を含めて約22億円を支払いました。その際に、元本返済部分を消費税のかかる課税仕入れとして申告したところ、都債の返済はそもそも消費税のかからない「不課税

取引」であり、課税仕入れには含まれないと国税局は指摘。課税仕入れとして計上していた部分を除外したことから、消費税額が約1億円増え、申告漏れと認定されました。都中央卸売市場財務課の担当者は、「国税当局の手引きなどに基づき、課税仕入れになると認識して申告したが、誤っていた」とコメントしています。

☆ 10月1日からインボイス制度の登録申請書受付開始！

国税庁では、適格請求書等保存方式（以下：インボイス制度）が2023年10月1日から導入されるに伴い、事業者に向けて、その登録申請書の受付が2021年10月1日から始まることを公表しています。

適格請求書（以下：インボイス）を交付できるのは、適格請求書発行事業者（登録事業者）に限られ、登録事業者になろうとする事業者は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要となり、導入当初から登録を受けるためには、原則、2023年3月31日までに登録申請書を所轄税務署に提出する必要があります。

インボイス制度における適格請求書とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

インボイス制度とは、売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付（交付したインボイスの写しの保存も必要）しなければなりません。

買手は仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となり、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

現行制度でも、原則、仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となっていますが、インボイスは登録事業者のみが交付でき、インボイスを発行するためには事前に登録を済ませておく必要があることや、免税事業者は登録事業者になれないこと、免税事業者のままではインボイスを発行できないことにご注意ください。

なお、免税事業者からの仕入税額控除の割合については、経過措置が設けられており、2023年10月1日から2026年9月30日までは控除割合80%、2026年10月1日から2029年9月30日までは控除割合50%、2029年10月1日以降は控除割合0%（控除できない）となっておりますので、あわせてご確認ください。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488